

## 「越生町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」の概要

### 1. 制定の理由・目的

太陽光発電設備は、環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、設置件数は全国的に増加しております。その一方で、当該施設の設置に伴う土砂の流出や水害等の発生、自然環境や景観の破壊といった問題も発生しており、当町においても、落石や土砂の流出事故が発生しました。

そこで、設置に適した場所への導入を図り、町民の生命及び財産の保護、良好な景観の形成並びに豊かな自然環境及び生活環境の保全を図ることを目指し、太陽光発電設備の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定します。

### 2. 条例案の骨子

#### (1) 条例の適用範囲（条例第10条）

太陽光電池の合計出力が、都市計画区域内では、10キロワット以上。その他の区域は、50キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業。

#### (2) 禁止区域の指定（条例第7条）

災害の防止、良好な景観並びに自然環境及び生活環境の保全のため、必要を認められる区域を禁止区域に指定します。

この禁止区域を事業区域に含めることはできません。

- ①砂防法第2条の規定により指定された土地及びその影響を受ける区域
- ②地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域及びその影響を受ける区域
- ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域並びにその影響を受ける区域
- ④森林法第25条第1項の規定により指定された保安林の区域
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物が、不法に投棄又は残置されている区域
- ⑥埼玉県文化財保護条例第31条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物又は越生町文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された史蹟、名勝若しくは天然記念物の区域
- ⑦鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区

- ⑧埼玉県が公表している水害リスク情報図に掲載された区域
- ⑨傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域及びその影響を受ける区域
- ⑩建設省砂防課長通達により指定された急傾斜地崩壊危険その他町長が過去の災害履歴等から事業区域に適さないと認める区域

### (3) 設置基準等（条例第9条）

次のいずれにも適合しなければなりません。

- ① 周辺地域における自然環境との調和が図られており、規則で定める基準に適合していること。

事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採であること。

- ② 周辺地域の景観との調和が図られており、規則で定める基準に適合していること。

(1) 太陽電池モジュールの色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度であること。

(2) 道路沿いや住宅に隣接する箇所は、植栽等により修景すること。

(3) 柵又は塀の色彩は、設置する周辺の環境に応じて、こげ茶、グレー、ベージュ、黒、暗灰色等の低明度かつ低彩度であること。

- ③ 周辺地域において生活環境との調和が図られており、土砂崩れ、溢水又は土砂の流出等を発生させるおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。

(1) 太陽電池モジュールは、低反射のものであること。

(2) 切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限の範囲であること。

(3) 法面の勾配が垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配を超える場合は、第5号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。

(4) 造成計画が宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について（技術的助言）（令和2年9月7日国都防第1号）に定める宅地防災マニュアルの基準に適合したものであること。

(5) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令第6条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。

(6) 軟弱地盤である場合は、土の置き換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

(7) 地山と盛土部分にすべりが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。

(8) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他必要な措置が講じられていること。

(9)雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

- ④ 事業の施行に必要な法令及び他の条例等の許認可等を取得していること又は取得する見込みがあること。
- ⑤ 太陽電池モジュールと隣地境界までは、規則で定める距離以上の距離を確保していること。

(1) 事業区域の全部又は一部が都市計画区域内の場合は、3メートル。ただし、太陽光モジュールの最上部までの高さが1.5メートルを超える場合は、当該高さの2倍の距離  
(2) その他の場合 1メートル。ただし、太陽光モジュールの最上部までの高さが1メートルを超える場合は、当該高さと同じ距離

- ⑥ 事業区域又はその周辺の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう第11条第1項の規定及び関係法令の基準に適合した標識が設置されていること。

事業者は、地域住民等に太陽光発電事業の計画を公開し、周知するため、太陽光発電事業事前協議書の提出後速やかに、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置しなければならない。

- ⑦ 建築物のある敷地に隣接したパワーコンディショナーは、騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。
- ⑧ 第三者が構内に容易に立ち入ることができないよう柵又は塀を設置すること。
- ⑨ その他町長が当該事業について必要と認める基準に適合していること。

#### (4) 隣接する土地の所有者等からの同意 (条例第11条)

事業区域に隣接する土地の所有者、隣接する土地に存する建築物の所有者及び占有者から同意を得てください。

○同意書 (様式第1号)

#### (5) 太陽光発電事業事前相談届の提出 (条例第12条)

事前協議書の提出30日前までに提出してください。

○太陽光発電事業事前相談届出書 (様式第2号)

添付書類

事業予定区域の位置図  
事業計画書 (様式第3号)  
土地利用計画図

※町は、この計画内容をホームページで公表します。

(6) 太陽光発電事業事前協議書の提出（条例第13条）

事業届出書の提出60日前までに提出してください。

○太陽光発電事業事前協議書（様式第5号）正本1部、副本2部

添付書類

- 1 事業計画書（様式第3号）
- 2 位置図
- 3 公図の写し
- 4 土地の登記全部事項証明書の写し
- 5 現況平面図及び現況縦横断面図
- 6 現況写真
- 7 求積図
- 8 土地利用計画図
- 9 雨水排水処理計画図
- 10 造成計画縦横断面図
- 11 各種構造図
- 12 雨水排水処理検討書
- 13 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- 14 禁止区域チェックリスト（様式第6号）
- 15 同意書（様式第1号）
- 16 その他町長が必要と認めたもの

(7) 標識の設置（条例第14条）

太陽光発電事業事前協議書の提出後速やかに、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置してください。

○標識（様式第9号）

(8) 説明会等の開催（条例第15条）

太陽光発電事業事前協議書の提出後速やかに、地域住民等に対し説明会を開催してください。また、開催する3週間前までにその旨を町長に報告してください。

説明内容

- (1) 太陽光発電事業の趣旨と事業計画の内容
- (2) 工事中の騒音及び振動についての対策
- (3) 資材、廃材等の搬出入を含む管理方法
- (4) 安全対策と防災等の措置
- (5) 維持管理の方法と非常時の対応

- (6) 発電事業終了時の撤去・廃棄の方法
- (7) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (8) その他町長が必要と認めた事項

※町は、説明会の日程をホームページで公表します。

説明会等での説明は、設計者が地域住民等の理解が得られるよう行ってください。

#### 設計者の資格

都市計画法施行規則第19条第1号イからトまでのいずれかに該当する者

#### (9) 意見の申出 (条例第16条)

地域住民等は、説明会等での説明に対し、町長へ意見を申し出ることができます。

町長は、その意見を事業者に通知します。

事業者は、その意見に対し見解書により協議しなければなりません。

#### (10) 事業の届出 (条例第18条)

○太陽光発電設備設置事業届出書 (様式第15号)

#### 添付書類

- 1 設計図書
  - (1) 事業計画書 (様式第3号)
  - (2) 位置図
  - (3) 公図の写し
  - (4) 土地の登記全部事項証明書の写し
  - (5) 現況平面図及び現況縦横断面図
  - (6) 現況写真
  - (7) 求積図
  - (8) 土地利用計画図
  - (9) 雨水排水処理計画図
  - (10) 造成計画縦横断面図
  - (11) 各種構造図
  - (12) 雨水排水処理検討書
  - (13) 事業者を証明する書類 (法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本)
  - (14) 禁止区域チェックリスト (様式第6号)
  - (15) 同意書 (様式第1号)
  - (16) その他町長が必要と認めたもの
- 2 事前協議済通知書 (様式第8号) の写し
- 3 工事工程表

4 土地所有者等の承諾書

5 雨水排水放流先管理者の同意書の写し

(11) 協定の締結 (条例第19条)

事業者は、必要な手続を終了したときは、当該事業に関する協定を町長と締結しなければなりません。

なお、締結した協定を忠実に履行し、誠実に守らなければなりません。

(12) 事業の着手 (条例第20条)

事業者は、協定の締結後、太陽光発電事業に着手しようとするときは、その旨を町長に届け出なければなりません。

太陽光発電事業の工事は、必要な資格及び能力を備えていなければなりません。

工事施工者の資格

建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、工事を完成するための必要な能力を備えていなければならない。

(13) 事業の変更等 (条例第22条)

事業の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ当該変更後の事項を町長に届け出てください。なお、太陽光発電事業を取り下げるときも、同様とします。

(14) 完了確認 (条例第23条)

工事が完了したときは、運転開始前までに町長に届け出て、確認を受けなければなりません。

(15) 地位の承継 (条例第25条)

事業者から事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、その旨を町長に届け出なければなりません。

(16) 事業者が所在不明になった場合等 (条例第26条)

土地所有者等は、事業者が所在不明になった場合又はその組織を解散した場合は、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければなりません。

(17) 維持管理 (条例第27条)

事業者は、太陽光発電事業を実施する間、生活環境等の保全に支障が生じないように、

太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態になるよう維持管理しなければなりません。

また、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合には、遅滞なく状況の確認を行い、必要な措置を講じなければなりません。

**(18) 報告の徴収及び立入調査 (条例第28条)**

町長は、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、関係者に質問させることができます。

**(19) 指導、助言及び勧告 (条例第29条)**

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができます。

**(20) 公表 (条例第30条)**

町長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表します。

**(21) 国又は県への通知 (条例第31条)**

町長は、指導、助言又は勧告を行った場合は、関連資料を添えて、その内容及び事実を国又は県へ通知します。